

令和8年度 奥州市 保育施設等利用のしおり

申し込みの前に、必ずこのしおりをよく読み、内容を確認したうえで必要書類をご提出ください

分からない事があったら、
担当窓口にご相談するピン！



1号用

1. 教育・保育給付認定と利用できる保育施設等について

保育施設等を利用するためには、教育・保育給付認定を受ける必要があり、次のとおり認定区分に応じて利用できる保育施設等が決まります。なお、新規で保育施設等の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定申請の手続きと、保育施設等への入所申し込みの手続きを同時に行います。

認定区分		対象年齢	保育を必要とする事由	利用できる保育施設等
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	不要	幼稚園 認定こども園（幼稚園分）
2号認定	保育短時間			保育所 認定こども園（保育所分）
3号認定	または 保育標準時間	満3歳未満	必要	保育所 認定こども園（保育所分） 地域型保育事業

【利用できる保育施設等まとめ】

種類	対象	内容や特徴
保育所	0歳児～5歳児	就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園（幼稚園分）	満3歳～5歳児	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
認定こども園（保育所分）	0歳児～5歳児	
地域型保育事業	0歳児～2歳児	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0歳児～2歳児の子どもを保育する事業
事業所内保育事業		会社に併設した施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する
小規模保育事業		（定員6～19人）家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う
家庭的保育事業		（定員1～5人）一人ひとりにきめ細やかな保育を行う
幼稚園	満3歳～5歳児	小学校以降の教育の基礎をつくるため、遊びを中心とした幼児期の教育を行う施設

【令和8年度（2026年度）年齢別クラス早見表】

クラス	生年月日
0歳児	令和7年4月2日生まれ ～
1歳児	令和6年4月2日生まれ ～ 令和7年4月1日生まれ
2歳児	令和5年4月2日生まれ ～ 令和6年4月1日生まれ
3歳児	令和4年4月2日生まれ ～ 令和5年4月1日生まれ
4歳児	令和3年4月2日生まれ ～ 令和4年4月1日生まれ
5歳児	令和2年4月2日生まれ ～ 令和3年4月1日生まれ

2. 幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の利用について

1号認定を受けて幼稚園、認定こども園（幼稚園分）を利用する場合の内容は以下のとおりです。2、3号認定を受けて保育施設等を利用する（保育を受ける）場合とは大きく異なりますのでご注意ください。

項目	内容	
利用施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園分）（※1）	
利用年齢	満3歳～5歳児（施設によっては3歳児～5歳児）	
利用時間	早くても朝8時半ごろ～遅くても夕方16時ごろまで（施設により異なる）	
保育を必要とする事由	不要	
申し込み先	希望する施設へ直接（※2）	
申し込み受付開始	令和7年11月17日	
申し込み締め切り	令和8年4月1日 入園の場合	令和7年12月26日（金）（※3）
	令和8年4月2日 以降入園の場合	入園開始希望日の1週間前
入園可否	施設で決定し、施設から連絡（※4）	
利用料	無料（8ページ記載の「奥州市保育料等および副食費徴収確認表」参照）	
給食費（副食費）	実費（8ページ記載の「奥州市保育料等および副食費徴収確認表」参照）	

（※1）幼稚園、認定こども園（幼稚園分）を利用している場合は、教育標準時間を超えて保育を行う「一時預かり（幼稚園型）」の利用（併用）が可能です。利用料等は施設によって異なりますので、詳しくは希望する施設へ直接お問い合わせください。

（※2）子ども・子育て支援給付費等教育・保育給付認定申請書（兼 保育所等入所（利用調整）申込書）をご提出ください。

（※3）この日を過ぎても、定員に達するまで随時受付はしますが、可能な限り、締め切りまでにお申し込みください。

（※4）入園が決定した場合、市からは、教育・保育給付認定決定通知書を送付します。

記入例（オモテ）1号用

子ども・子育て支援給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書
 （兼 保育所等入所（利用調整）申込書）

R7年11月17日

奥州市

代表保護者の氏名を記入してください

（ふりがな）

おうしゅう いちろう

保護者氏名

奥州市郎

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定（の変更）を申請します。また、市が施設型給付費、地域型保育給付費及び世帯情報を閲覧するに際し、令和7年1月1日現在の住所が奥州市以外の場合は記入してください

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏名 おうしゅう しょうへい 奥州 翔平	生年月日 R3年5月10日	性別 男(○)女	障害者手帳等の有無 有(○)無
子どもの個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2			
保護者・ 住所・ 連絡先	住所：〒023-1111 奥州市水沢大手町一丁目1番地 R7年1月1日現在の住所：宮城県仙台市青葉区一番町一丁目123番-456号 連絡先：080-1234-5678（母）			

保育の希望 の有無(※)	有 無(○)	保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。） 幼稚園等 つながりやすい電話番号を記入してください（子どもとの続柄） または、保育所、認定
-----------------	-----------	--

※「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（幼稚園分）をいいます

※「有」を

- ①世帯の別居の学生等については記入日時点の学年を記入してください
- 別居していても保護者が現に扶養しているときは世帯員として記入してください

区分	氏名	続柄	世帯員の個人番号												動物又は子役者等 の有無	別居
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		
児童の 世帯員	おうしゅう いちろう 奥州 市郎	父	S60年4月10日	男(○)女	(株)△△商事	有(○)無										
			3 4 5 6	- 7	8 9 0 -	1 2	3 4									
	はなこ 花子	母	S62年6月7日	男(○)女	〇〇銀行××支店	有(○)無										
			5 6 7 8	- 9	0 1 2	3 4	5 6									
	なつみ 夏美	姉	H18年7月3日	男(○)女	☆☆大学1年	有(○)無	別居									
			7 8 9 0	- 1	2 3 4 -	5 6	7 8									
	あきひこ 秋彦	兄	H25年10月6日	男(○)女	岩谷堂小6年	有(○)無										
			9 0 1 2	- 3	4 5 6 -	7 8	9 0									
	はるお 春夫	祖父	S35年5月1日	男(○)女	◇◇建設(株)	有(○)無										
			9 8 7 6	- 5	4 3 2 -	1 0	9 8									
ふゆこ 冬子	祖母	S36年12月5日	男(○)女	主婦	有(○)無											
		7 6 5 4	- 3	2 1 0 -	9 8	7 6										
		年月日	男・女		有・無											
			-													
		年月日	男・女		有・無											
			-													
家庭の状況	□ひとり親家庭 ・ □左記以外															
生活保護の適用の有無	□適用無し ・ □適用有り（ 年 月 日保護開始）															

記入例（ウラ）1号用

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	R8年 4月 1日 から <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名
	第1希望 ○○幼稚園 (希望する理由) 自宅に近いため
	第2希望 (希望する理由)
	第3希望 (希望する理由)
	※第3希望までの施設に入所（調整）できない場合

第1希望のみ記入してください

③保育の利用を必要とする事由
※保護者の労働、

保育の利用を必要とする事由	記入不要
希望する利用時間	

※市町村記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給（入所）の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由) [<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設（事業者）名		備考

令和8年度 奥州市保育施設等一覧（認定こども園）

（作成日：令和7年10月27日）※令和8年4月1日一部改訂

◎ 認定こども園 ◎

地域	公私区分	名称	所在地	電話番号	上段：幼稚園分 下段：保育所分				一時預かり 一般型		
					幼保区分	利用定員	受入年齢	教育・保育時間		一時預かり幼稚園型	
										延長保育	
水沢	私	水沢こども園	字大町 26	23-3317	幼 保	10 80	満3歳～ 概ね1歳～	9時～14時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	こばとこども園	字大橋 6	25-8586	幼 保	10 120	満3歳～ 生後2か月～	8時半～15時半 7時10分～18時	～19時 （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○	
	私	日高ななつ星	字日高小路 17	23-7434	幼 保	35 90	満3歳～ 生後8週～	9時半～14時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○	
	私	常盤幼稚園	東大通り三丁目 5-31	24-3810	幼 保	15 30	満3歳～ 満2歳～	9時～15時 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）	○	
	私	駒形こどもの社	中上野町 1-83	23-5018	幼 保	10 170	満3歳～ 生後2か月～	9時半～14時半 7時～18時	～18時 （早朝預かり8時から） ～19時（1時間）	○	
	私	日高さくらの木	字北丑沢 72-1	25-7141	幼 保	5 70	満3歳～ 生後8週～	9時半～14時半 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○	
	私	しんじょう幼稚園	真城字大櫓 10-8	22-4152	幼 保	25 50	満3歳～ 2歳児～	8時半～14時半 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）		
	私	ひがし幼稚園	太日通り三丁目 6-15	24-5032	幼 保	32 48	満3歳～ 満2歳～	8時半～15時半 7時半～18時半	～19時 （早朝預かり7時半から） ～19時（30分間）	○	
	私	ドレミこども園	佐倉河字野田 30-7	24-8590	幼 保	15 90	満3歳～ 生後8週～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	姉体幼稚園	姉体町字島田 40	26-3415	幼 保	15 50	満3歳児～ 12か月～	8時半～14時半 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）		
	私	むつみこども園	秋葉町 110	25-7005	幼 保	15 120	満3歳児～ 生後8週～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	こども園ドレミのそら	佐倉河字前田 43-1	47-3301	幼 保	15 48	満3歳～ 生後8週～	8時半～16時 7時半～18時半	～18時（延長有） （早朝預かり7時半から）		
	私	もみじこども園	字水山 72-1	51-8558	幼 保	10 90	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）		
	私	第二東水沢こども園	朝日町 5-31	51-6455	幼 保	10 90	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○	
	江刺	私	八日市幼稚園	岩谷堂字南八日市 194	35-1620	幼 保	35 135	満3歳～ 概ね1歳～	8時半～15時半 7時半～18時半	～18時半 （早朝預かり7時半から）	○
		私	おだきこども園	愛宕字西丸 180	35-3197	幼 保	15 110	満3歳～ 生後2か月～	8時半～16時 7時～18時	～18時（延長有） （早朝預かり7時から） ～19時（1時間）	○
公		稲瀬わかば園	稲瀬字大文字 160	35-0286	幼 保	50 80	3歳児～ 概ね1歳～	8時半～13時半 7時半～18時	～18時		
公		江刺ひがしこども園	玉里字大松沢 85-4	34-0177	幼 保	3 47	3歳児～ 概ね1歳～	8時半～13時半 7時半～18時	～18時		
前沢	公	前沢北こども園	古城字四反田 171-1	56-2147	幼 保	18 132	3歳児～ 生後6か月～	8時半～13時半 7時半～18時半	～18時		
胆沢	私	いさわこども園	南都田字塚田 126-9	46-2625	幼 保	15 145	3歳児～ 生後5か月～	8時45分～15時45分 7時15分～18時15分	～18時15分 （早朝預かり7時15分から） ～19時（45分間）	○	
衣川	公	あゆみ園	古戸 72-1	52-3131	幼 保	50 70	3歳児～ 生後3か月～	8時半～13時半 7時半～18時半	～18時 ～19時（30分間）		

一時預かり幼稚園型：認定こども園（幼稚園分）または幼稚園に在籍する満3歳以上の児童（1号認定児）を、教育時間を超えて預かり保育する事業です。

一時預かり一般型：保育所、認定こども園、幼稚園などに在籍していない児童を、家庭での保育が困難である場合に預かり保育する事業です。

利用定員などは、年度途中に変更となる場合があります

令和8年度 奥州市保育施設等一覧（保育所、地域型保育事業、幼稚園）

（作成日：令和7年10月27日）※令和8年4月1日一部改訂

◎ 保 育 所 ◎

地域	公私区分	名称	所在地	電話番号	利用定員	受入年齢	保育時間	延長保育	休日保育	一時預かり等
水沢	私	水沢保育園	字榑手丁16-19	25-4150	100	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）	○	○
	私	ときわ保育園	東大通り三丁目4-12	23-4433	110	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	東水沢保育園	真城字町屋敷325	24-3014	110	生後2か月～	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	白ゆり保育園	字新小路31-2	25-6789	20	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）	○	
	公	いずみ保育園	字田小路67	24-6425	50	概ね生後6か月～	7時半～18時半			○
江刺	私	江刺保育園	男石一丁目3-5	35-1522	70	生後2か月～	7時半～18時半	～19時半（1時間）		
	私	聖愛ベビーホーム	岩谷堂字下惣田290-4	35-5413	90	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）		○
	私	暁学園	愛宕字朴ノ木221-1	35-1023	90	生後8週～	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	ウェルネス保育園江刺	八日町一丁目9-61	34-0231	40	生後6か月～	7時～18時	～20時（2時間）		
	公	田原保育所	田原字大日前105	35-6263	65	概ね1歳～	7時半～18時			
前沢	私	前沢保育園	字下小路18-2	56-2422	90	概ね生後3か月～	7時～18時	～19時（1時間）		○
	公	前沢保育所（※1）	あすか通四丁目3-1	56-2527	140	概ね生後6か月～	7時半～18時半			○
胆沢	私	あたら愛宕保育園（※2）	若柳字愛宕353	49-2234	20	概ね生後6か月～	7時半～18時半			○

（※1）前沢保育所は、令和12年度末をもって閉所予定です。令和8年度からは、原則として新規入所の受け入れを行わない予定です。（きょうだい入所を除く）

（※2）愛宕保育園は、令和8年度末をもって閉所予定です。令和8年度は、延長保育を行わない予定です。

◎ 小 規 模 保 育 事 業 ◎

水沢	私	ニチイキッズおうしゅう保育園	字東町29	25-2055	19	生後8週～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	ニコニコ保育園水沢	字大畑小路32-7	34-2535	12	生後2か月～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	スマイル保育園	佐倉河字東広町83-1	34-4496	12	生後8週～2歳児	7時半～18時半	～19時（30分間）		○
	私	たかやしき保育園	字高屋敷355-1	47-3765	19	生後2か月～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		
	私	スマイル東保育園	神明町一丁目6-49	47-5213	12	生後8週～2歳児	7時～18時	～19時（1時間）		○

◎ 家 庭 的 保 育 事 業 ◎

水沢	私	保育園かなちゃんハウス	姉体町字宿7-1	26-2853	5	生後6か月～2歳児	7時45分～18時	～18時半（30分間）		
江刺	私	保育園ゆいま～る第3園	岩谷堂字一本松170-5	34-3906	5	生後2か月～2歳児	8時～18時			

◎ 幼 稚 園 ◎

地域	公私区分	名称	所在地	電話番号	利用定員	受入年齢	教育時間	一時預かり幼稚園型
水沢	私	こじか幼稚園	字小石田135-1	24-2255	40	満3歳児～	9時半～14時	～18時
胆沢	公	小山東幼稚園（※）	小山字後大畑116	47-0327	150	3歳児～	8時半～13時半	～18時 ※夏・冬休み等の長期休業期間も実施【一時預かりを実施しない日】 ◇ 4月1日～4月5日 ◇ 8月13日～8月16日 ◇ 12月28日～1月4日 ◇ 3月26日～3月31日 ◇ 日曜日、土曜日および祝日 ◇ 行事等の振替による休園日

（※）小山東幼稚園は、令和9年度末をもって閉園予定です。また、令和8年度からは休園し、新規園児の募集も行いません。

利用定員などは、年度途中に変更となる場合があります

奥州市保育料等および副食費徴収確認表

保育所・認定こども園(保育所分)・地域型保育事業				幼稚園・認定こども園(幼稚園分)				
階層区分		3号認定 (3歳未満)		2号認定 (3歳以上)	階層区分	1号認定 (3歳以上)		
		標準時間	短時間					
A	生活保護世帯等	0円	0円	保育料 0円 副食費 免除	A	生活保護世帯等	保育料 0円 副食費 免除	
B	市民税非課税世帯	0円	0円		B	市民税非課税世帯		
C1	市民税 均等割のみ 課税世帯	ひとり親世帯等	4,000円		3,800円	B		市民税 均等割のみ 課税世帯
		上記以外	8,500円		8,000円			
C2	市民税 所得割課税額 30,000円 未満	ひとり親世帯等	4,000円		3,800円	C		市民税 所得割課税額 77,101円 未満
		上記以外	11,000円		10,400円			
C3	30,000円 以上 48,600円 未満	ひとり親世帯等	4,000円		3,800円			
		上記以外	14,000円		13,300円			
D1a	48,600円 以上 57,700円 未満	ひとり親世帯等	4,000円		3,800円			
		上記以外	16,500円		15,600円			
D1b	57,700円 以上 63,600円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	D1		77,101円 以上 211,201円 未満	
		上記以外	16,500円	15,600円				
D2a	63,600円 以上 77,101円 未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,800円	D2		211,201円 以上	
		上記以外	20,000円	19,000円				
D2b	77,101円 以上 78,600円 未満	20,000円	19,000円	保育料 0円 副食費 実費				
D3	78,600円 以上 97,000円 未満	24,000円	22,800円					
D4	97,000円 以上 117,000円 未満	28,000円	26,600円					
D5	117,000円 以上 141,900円 未満	33,000円	31,300円					
D6	141,900円 以上 169,000円 未満	38,000円	36,100円					
D7	169,000円 以上 200,100円 未満	42,000円	39,900円					
D8	200,100円 以上 250,000円 未満	46,000円	43,700円					
D9	250,000円 以上 301,000円 未満	50,000円	47,500円					
D10	301,000円 以上 397,000円 未満	53,000円	50,300円					
D11	397,000円 以上	56,000円	53,000円					

- ※ 上記保育料等のほかに、各施設によって遠足代・行事費・通園バス代などの実費徴収や設備整備費などの上乗せ徴収がある場合があります。
- ※ ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯 及び 障がいのある方がいる世帯をいいます。
- ※ この表における2号認定及び3号認定の年齢は、当該年度の前年度末3月31日時点の満年齢により決定します。そのため、満3歳になった時点で3号認定から2号認定への切り替えが行われたとしても、保育料が無料となるのは翌年度からとなります。
- ※ 階層区分は、保護者の市民税所得割額を合算して決定します。
この場合の市民税所得割額には、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除 など）は適用されません。
4月分～8月分は前年度の課税額により、9月分～3月分は当年度の課税額によります。
政令指定都市より課税されている場合は、市民税所得割額に6/8を乗じた金額により決定します。
- ※ 未申告の方は、必ず申告を行ってください。税額が確認できない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。（副食費は実費徴収）
国外収入がある場合（国外で課税されている場合）は、その内容が分かる書類をご提出ください。外国語で記載されている証明書については、翻訳文も必要です。提出がない場合は、暫定的に最高額で保育料を算定します。（副食費は実費徴収）
- ※ 祖父母と同居しており、以下のように保護者の収入だけでは生計維持が困難と認められるときは、祖父母も算定対象に含まれることがあります。
◎ひとり親世帯の場合 保護者の収入が103万円以下
◎その他の世帯の場合 保護者の収入の合計額が180万円以下
- ※ 保護者が離婚を前提とした別居をしていることが確認できる場合は、その別居している保護者は算定対象に含まれないことがあります。
婚姻の有無にかかわらず、同居のパートナーは原則として保護者とみなし、算定対象に含まれます。
- ※ 3号認定の保育料には、給食費（主食費 及び 副食費）が含まれています。
1号認定 及び 2号認定の副食費の金額は、施設によって異なります。
- ※ 保護者が現に扶養する子で、上から2番目以降の子に係る保育料は無料となります。
保護者が現に扶養する子で、上から3番目以降の子に係る副食費は（市が定める上限額の範囲内で）徴収免除となります。

-M E M O-

